

輪島市震災復興 観光振興推進事業補助金

震災からの復旧・復興に向け、民間事業者等が主体となる地域の魅力づくりや国内外からの誘客につながる取組を総合的に支援する補助制度を創設しました。

補助対象者 (申請は1事業者1年度1回限り)

輪島市内に事業所等の事業拠点があり、観光振興に資する法人、団体 (任意団体を含む)、個人事業主



ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者になりません。

- ・市税を滞納している者
- ・補助対象経費と重複して別の補助金等を受ける者
- ・反社会的な活動を行うものその他社会通念上不相当である者

補助金の上限額・補助率

- 補助上限額：1事業者 **300万円**
- 補助率： **1/2** 1,000円未満切捨

申請受付期限

令和7年
12月19日(金)

事業名	補助対象経費の内容
観光振興事業	着地型旅行商品の造成、市内でのモニターツアーの催行、観光PR動画・パンフレット等の制作、ガイドの養成、郷土芸能の披露、その他観光誘客につながる事業
観光物産振興事業	特産品等の商品開発、出向宣伝・観光物産展等への出展や出店

※着地型旅行商品の造成、市内へのモニターツアーの催行には、旅行業務取扱管理者の選任と旅行業法に基づく旅行業登録が必要です。

※観光PR動画、パンフレット等の制作、特産品等の商品開発をする場合は、その成果物を出向宣伝や観光物産展等での宣伝、出品が条件です。

申請・問い合わせ先

輪島市役所 観光課 電話番号 0768-23-1146

↓申請書類は、持参または郵送でご提出ください。

〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地 輪島市役所 観光課

